

別記第 15 号様式(第 14 条開設)
表

第 二 号	85mm
附 則	(施行期日)
所 属 部 門	別記第十七号様式中 「地方厚生局長 都道府県知事 を 保健所設置市市長 特別区区長」 に改めぬ。 「地方厚生局長 都道府県知事 長 の に改めぬ。 保健所設置市市長 特別区区長」

報
官
毒物劇物監視員
身分証明書

年 月 日生
年 月 日発行

写
眞

第 1 条 ①の省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

第 11 条 ①の省令の施行の際現にある①の省令による改正前の様式(次項において「旧様式」といふ。)による使用されてゐる書類は、①の省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 ①の省令の施行の際現にある旧様式による用紙についてが、当分の間、①れを取り繕つて使用す

る。

○厚生労働省令第三十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)第十五条规定

四項及び第十一項並びに第三十五条第六項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のようて定める。

平成二十八年三月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行) 第二十三条の四 第二項の規定により都道府県知事が行うものとする。この場合には、この法律の規定中都道府県知事に關する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に關する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

3 第二項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。

4 第二項及び第二項の規定は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があると解してはならない。

5 第二項及び第二項の規定は、其の職務のため認めたものと解してはならない。

感
染
症
の
予
防
及
び
感
染
症
の
患
者
に
對
す
る
医
療
に
關
す
る
法
律
施
行
規
則
の
一
部
を
改
正
す
る
事
務
(都道府県が処理する事務)

感
染
症
の
予
防
及
び
感
染
症
の
患
者
に
對
す
る
医
療
に
關
す
る
法
律
施
行
規
則
の
一
部
を
改
正
す
る
事
務
(都道府県が処理する事務のうち、次に掲げるものは、製造所又は営業所の所在地の都道府県知事が行うこととする。ただし、厚生労働大臣が第4号に掲げる権限に属する事務を自ら行うことを妨げない。
一～三 (略)
四 製造業者及び輸入業者(製剤製造業者等を除く。)に係る法第 17 条第 1 項に規定する権限に属する事務

2～4 (略)

感
染
症
の
予
防
及
び
感
染
症
の
患
者
に
對
す
る
医
療
に
關
す
る
法
律
施
行
規
則
の
一
部
を
改
正
す
る
事
務
(都道府県が処理する事務)

感
染
症
の
予
防
及
び
感
染
症
の
患
者
に
對
す
る
医
療
に
關
す
る
法
律
施
行
規
則
の
一
部
を
改
正
す
る
事
務
(都道府県が処理する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、製造所又は営業所の所在地の都道府県知事が行うこととする。ただし、厚生労働大臣が第4号に掲げる権限に属する事務を自ら行うことを妨げない。
一～三 (略)
四 製造業者及び輸入業者(製剤製造業者等を除く。)に係る法第 17 条第 1 項に規定する権限に属する事務

2～4 (略)

感
染
症
の
予
防
及
び
感
染
症
の
患
者
に
對
す
る
医
療
に
關
す
る
法
律
施
行
規
則
の
一
部
を
改
正
す
る
事
務
(都道府県が処理する事務)

感
染
症
の
予
防
及
び
感
染
症
の
患
者
に
對
す
る
医
療
に
關
す
る
法
律
施
行
規
則
の
一
部
を
改
正
す
る
事
務
(都道府県が処理する事務のうち、次に掲げる権限に属する事務を自ら行うことを妨げない。
一～三 (略)
四 製造業者及び輸入業者(製剤製造業者等を除く。)に係る法第 17 条第 1 項に規定する権限に属する事務

2～4 (略)

感
染
症
の
予
防
及
び
感
染
症
の
患
者
に
對
す
る
医
療
に
關
す
る
法
律
施
行
規
則
の
一
部
を
改
正
す
る
事
務
(都道府県が処理する事務)